

大分県報

平成二十五年
号外（一）
三月十九日

（火曜日）

目次

調査公表

調査公表の公表……………

○調査公表

監査委員公表第539号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、大分市中島西2丁目6番10号特定非営利活動法人おおいた市民オンブズマン理事長瀬戸久夫及び永井敏三並びに別府市浜脇2丁目11番11号教員採用不正の真相を追究し秦聖一郎さんを支援する会代表世話人武内良高及び永井敏三から請求のあった住民監査請求について監査した結果を同条第4項の規定により、平成25年3月18日付けで請求人に通知したので、次のとおり公表する。

平成25年3月19日

大分県監査委員	米 濱	光 郎
大分県監査委員	姫 野	邦 子
大分県監査委員	麻 生	栄 作
大分県監査委員	首 藤	隆 憲

第1 監査の請求

1 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、法第242条所定の要件を具備しているものと認められたので、平成25年1月18日付けでこれを受理した。

2 請求人

大分市中島西2丁目6番10号 特定非営利活動法人おおいた市民オンブズマン
理事長 瀬戸 久夫

理事長 永井 敏三

別府市浜脇2丁目11番11号 教員採用不正の真相を追究し秦聖一郎さんを支援する

会

代表世話人 武内 良高

代表世話人 永井 敏三

3 請求の要旨

本件請求に係る請求人の主張事実及び措置要求については、次のとおりである（一部の個人名を除き、原文のまま掲載。事実証明書は省略）。

(1) 大分県教育委員会の教員不正採用事件

① 平成20年度及び19年度教員採用選考試験（それぞれ、平成19年および18年実施）をめぐり、大分県教育委員会義務教育課課長補佐（19年度採用試験の当時は主幹）が受験生の親である小学校教頭等から賄賂を受け取り、双方が贈収賄容疑で逮捕・起訴されるという事件が発生した。

また、平成20年度校長・教頭候補者選考試験をめぐっても、同人が小学校教諭2名及び小学校教頭から賄賂を受け取り、双方が贈収賄容疑で検察庁に書類送致されるという事件が発生した。

さらには、平成20年度定期人事異動の内示直後に、県教委の元教育審議監が人事異動に関連して20万円の商品券を受け取っていたという事実が確認された。

② A元審議監は2008年9月の公判で、教職員一課長・審議監在任中に100件を超える採用依頼があったと証言している。そのうち、県議や県教委の教育事務所長、市町村教育長ら「教育行政に大きな力をいただいている人」から依頼された小中学校5人ずつ程度は、リストに丸をつけるなどして合格を部下に強く指示した。

③ 2008年11月～2009年6月にかけて、教員の採用試験や早任人事をめぐる一連の汚職事件で起訴された県教委A元教育審議監ら8人全員の有罪が確定。

(2) 不正採用に絡む教員採用取り消し

不正採用に絡む処分は当初から「不公平」と指摘があった。08年度試験では21人を不正採用と認定、6人の採用を取り消し、15人が辞職した。一方、07年度は不正合格が疑われる教諭を処分せず、不正のあおりで不合格となったとみられる22人を再試験によって合格とした。

県教委は「07年度は08年度に比べデータの精度が低いため」と説明するが、そうであるなら07年度の対象者に“救済”だけを適用した根拠は不十分。“訴訟リスク”を低くする苦肉の策だったとも受け取れる。

データ改ざんの“実行役”だった元義務教育課参事（53）＝収賄罪が確定＝は公判の被告人質問で「両年度のデータ（の精度）に違いはない」と供述した。

- (3) 教員不正採用のおおりに受けて一旦は不合格とされた合格者への損害賠償
2010年8月、県教委は不正な得点操作で不利益を被った54人と和解協議を開始し、同年12月14日には54人のうち50人と和解協議が調い、50人分の賠償金を公金から支払う議案を県議会が可決。その後、さらに3人と和解が成立。

大分県は、賠償金として平成18年度実施の選考試験の被害者のうち31人に対して合計7,095万円、平成19年度実施の選考試験の被害者22人に対して合計1,950万円、合計9,045万円を支払ったことが認められる。

- (4) 求償権の行使の違法性

- ① 求償権に係る専門家委員会の設置目的と所掌事項

「求償権に係る専門家委員会設置要綱」（平成22年12月24日施行）は、その第1条に「平成18年及び平成19年に実施された公立学校教員の採用に係る選考において不正な点数操作の結果により不合格となった者に対する損害賠償に関し、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項に規定する求償権について検討するため、求償権に係る専門家委員会（以下「専門家委員会」という。）を設置する。」と規定し、その第2条には「専門家委員会は、求償権に関し、検討し審議するものとする。」と規定している。

- ② 国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項に規定する求償権

国家賠償法第1条第1項は「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に侵害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定したうえで、同法同条第2項は「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定している。

- ③ 前項①および②によると、専門家委員会は要綱によつて設置され、しかも求償権の対象を公務員に限定したうえで、求償権に関し、検討し審議したものと認められる。

しかしながら、専門家委員会の要綱による設置は、執行機関の付属機関設置が条例によらなければならないと定めた地方自治法第138条の4第3項に違反している。過去の判例および出雲市の住民監査請求等においても違法と認定され、朝霞市では条例に基づかずに設置してきた審議会や委員会、協議会など32の付属機関について、条例化をはかることを決めている。

また、所掌事項を民法上の求償権についても検討し審議するとすべきところ、これをせず国家賠償法上の求償権に関してのみ検討し審議することとして、求償対象者を公務員に限定したことは、非公務員で不正採用にかかわった者をあらかじめ意図的に排除し、当該事件を故意に矮小化し、ひたすら早期決着を図ろうとするものであり、県民に対する説明責任を放棄するに等しく、公序良俗に反し裁量権の逸脱・濫用にほかならない。

したがって、専門家委員会の検討および審議の結果に基づいて遂行された求償権の行使は、違法かつ不当である。

すなわち、県教委が不正な得点操作で不利益を被った54人のうち、和解が成立した53人に賠償した合計9,045万円について、求償すべきである対象者は、ひとり公務員のみならず、不正な合格を依頼した者であり、不正な合格の口利きを仲介した者であり、その口利きを受けて不正な得点操作を命令し実行した者であるから、求償権行使の対象となる者は公務員であるか否かを問わないものというべきである。

- ④ 県教委は、08年度試験では21人を不正採用と認定した。したがって、認定した21人については、県教委において、当該21人およびその家族関係者等を対象として調査し、不正な合格の依頼者や不正な口利きの仲介者等の全部または一部を特定することができるといえる。いや、すでに特定している可能性も存する。

にもかかわらず、求償権行使の対象を公務員のみに限定したのは違法かつ不当である。

- ⑤ 「大分県教育委員会は、教員採用選考試験に係る賠償金の財源の一部に充当してもらおうべく、教育委員、教育長をはじめ県教育委員会管理監督職員、市町村教育長、県立・市町村立学校の校長、教頭、事務長、学校支援センター所長、教育長校友会、県立学校・小中学校退職校長会等に協力を募った。この結果、合計48,424,616円が集まり、大分県に寄付された。」

「この結果、大分県が被害者に対して支払った損害額の負担分は実質42,025,384円と考えることができる。」というのであるが、上記寄付金（協力金）を支払った者が求償対象者であるとの根拠が不明であるから、これを求償総額から差し引くことは不当である。

- ⑥ また、A元教育審議監が返納した退職金約3,254万円を求償総額から差し引いたことも、違法かつ不当である。

なぜならば、同元教育審議監については、退職時においては同人にかかる贈収賄事件は発覚していなかったために退職金が支給されたのであって、その後に

て、教育審議監等に在任中の収賄事件について収賄罪が確定したのであるから、本来懲戒免職となり退職金は支給されないこととなるはずだからである。すなわち、退職金の返納と求償権とを関連付けるのは失当である。実際、他の6人の贈収賄による有罪確定者は懲戒免職処分となり退職金は支給されなかったのであり、だからといって退職金相当額が求償総額から差し引かれることもなかったからである。

⑦ 損害賠償額9,045万円から⑤の寄付金48,424,616円を差し引いた42,025,384円から、さらに⑥のA元教育審議監が返納した退職金32,545,896円を差し引いた9,479,488円を元教育審議監ら7人に求償していたが、そのうちA元教育審議監が1,953,633円、B元副主幹が1,872,520円、C参事とD元教頭が444,687円、E元校長が208,648円の合計4,479,488円を支払い、残り500万円は2008年の汚職事件当時以降の教育委員と、1998年以降の教育長計12人に呼びかけ寄付で賄ったのであるが、当該500万円の寄付についても寄付者が求償対象者であるとの根拠が不明であるから、これを求償総額から差し引くことは不当である。

⑧ したがって、求償額のうち違法かつ不当に求償権を行使した部分は、賠償総額9,045万円から求償対象者らが支払った合計4,479,488円を差し引いた、少なくとも85,970,512円である。当該金額相当分については、本来08年度試験で不正合格と認定された21人および07年度試験における不正合格者の両年度の不正合格者やその家族およびその他の関係者らについて、条例によって第三者による調査委員会を設置するなどの方法により、厳正かつ公正な調査を行い、07年度試験における不正合格者や不正な合格の依頼者、不正な口利きの仲介者等を特定し、これらの者たちに対して求償されなければならない。

そして、県教委が、これらの本来的な求償対象者を特定することは可能であるし、またそうしなければ説明責任を果たすことはできないといふべきである。(5) 以上の理由により、貴職に対して以下の措置を講じるよう請求する。

① 上記、大分県教育委員会による教員採用不正事件において、本来合格していたにもかかわらず、点数操作によって不当に不合格とされた者に対して支払われた損害賠償金にかかる求償権の行使は違法かつ不当であるから無効である。よって、当該求償権のうち、85,970,512円に相当する求償権の行使を怠る事実の存在を確認すること、および大分県知事と大分県教育委員会に対してこれを是正する措置を講ずるよう勧告すること。

② 前項①記載の是正措置は、2007年度および2008年度教員採用選考試験にかかる不正合格者について、当該不正合格の依頼をした者および不正合格の仲介者らに対し

て、85,970,512円に相当する求償権を行使することである。

③ 少なくとも、A元教育審議監が返納した退職金32,545,896円を求償総額から減額したことは違法かつ不当であるから、当該減額処分の決裁等に関与した小矢文則元教育長およびその他の職員ならびに本来的な予算執行権者である広瀬勝貞県知事に、県が32,545,896円について損害賠償請求するよう勧告すること。

第2 監査の実施

1 監査対象機関

大分県教育庁教育人事課を監査対象機関とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人らに対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、平成25年2月5日に、追加資料（意見陳述書（要旨）及び事実証明書）を提出するとともに、概ね以下のような陳述を行い、請求の要旨の補足を行った。なお、請求人の陳述時に、同条第7項の規定により、監査対象機関の立会いを求めたが、監査対象機関は立会いをしなかった。

(1) 法第138条の4第3項は、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と定めている。このことは、法律又は条例以外の、たとえば政令又は規則その他の規程などで附属機関を設置することはできないとするものである。

普通地方公共団体が、任意に附属機関を設置するときは、全て条例によらなければならないが、たとえば、都道府県などにおいてよく設置される法令審査委員会のように、当該都道府県の吏員その他執行機関の補助職員のみから構成されるようなものであれば、条例によらなくとも、執行機関限りで適宜設置することができるものと解する。しかしながら、それに執行機関の補助職員以外の外部のものも委員あるいは構成員として加わる場合には、それはもはや「組織」として理解されるべきであり、その設置については、附属機関として法第138条の4第3項の規定によって条例で定めなければならない。

したがって、専門家委員会は、「求償権に係る専門家委員会設置要綱」によって、すなわち行政機関内部における規律である要綱によって設置されたものであるから、法第138条の4第3項に違反する。

横浜市監査委員は、平成25年1月21日に、同市が進めている旧市立霧が丘第一小学

校の跡地売却に関連して、財政局が条例でなく市の要綱を根拠に事業者公募審査委員会を設置したことは違法であると判断した。横浜市は、従来から要綱に基づき「附属機関に準ずるもの」を設置してきたが、平成23年9月に「附属機関等の見直しの指針」を策定し、平成24年4月から新たに制定した条例に基づいて設置するよう改善した。

名古屋市は、平成24年12月21日に、平成22年の嘱託職員採用試験で、市幹部らが受験した男性の点数を増加するなどして不正に合格させていたと発表した。名古屋市長は、嘱託職員の不正採用事件に関する調査と再発防止のため、近く愛知県弁護士会に人選を依頼し、6人程度の弁護士からなる独立の調査チームを発足させる考えを明らかにした。

専門家委員会の委員として3人の弁護士を行政機関内部で選任した大分県教育委員会とは異なり、名古屋市長は、法第174条に基づき専門委員として、愛知県弁護士会に人選をお願いした。このことは、委員の法的根拠が明確であり、しかもその選任を弁護士会に委ねた点において、大分県教育委員会とは異なり、第三者性も確保しようとするものである。

法第138条の4第3項、附属機関の条例主義については、いわゆる私的諮問機関として要綱で設置してきた自治体が多くあった。それに対して、近時、その委員の報酬費の支出を違法と追究する住民訴訟が生じ、把握している範囲では、地裁、高裁も含めて7つの判決が全て要綱設置が違法であるとの判示をしている。

(2) 専門家委員会は、大分県教育委員会内部の要綱によって公務員のみを求償権行使の対象者とした。しかも捜査権がないとあって不正な合格依頼をした者や口利きをした者については、まったく明らかにしていない。そもそも、内部のプロジェクトチームの調査結果報告書で終わっている。このような客観性の乏しい内部調査では、真に処罰されるべき者たちを明らかにすることはできない。

(3) 長い間、自浄作用が働いてこなかった大分県教育委員会が行政内部でご都合主義の処理をするのではなく、クリーンハンドの原則に則って第三者の手に委ねるべきである。

3 監査対象機関の陳述

監査対象機関は、平成25年2月5日に概ね以下のような陳述を行った。なお、監査対象機関の陳述時に、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めた。

(1) 損害賠償金支払の経緯等について

平成20年に教員採用選考試験を巡る贈収賄事件が発覚し、事件の捜査の過程で、同

事件に関わり逮捕された大分県教育委員会職員により、複数の不正な点数操作が行われていたことが明らかとなった。過去の教員採用選考試験の解答用紙は既に廃棄されていたため、大分県教育委員会は、入力・集計を行ったパソコン等のデータから、点数の改ざん等の有無や、点数の改ざん等があった場合の本来の点数と改ざん後の点数を把握しようとした。その結果、平成18年度及び平成19年度の2箇年で実施された教員採用試験において、大分県教育委員会職員が不正な点数操作を行って「試験成績一覧表」を改ざんしたことにより、本来不合格となるべき者が合格し、その結果、本来合格していた54人が不合格となったことが判明した。

大分県は、本来合格していたにもかかわらず、不正な点数操作の結果により不合格となった者54人が被った経済的・精神的損害について、国家賠償法第1条第1項の規定を根拠として和解のための話し合いを進めることとし、54人の被害者の方々と個別に和解のための話し合いを行った。そして、大分県の示した和解案に同意をいただき和解協議の整った53人に対して、大分県議会の議決を経て、損害賠償金を総額9,045万円支払った。

(2) 求償権に係る検討について

大分県は、本来合格していたにもかかわらず、不正な点数操作の結果により不合格となり、被害を被った53人に対し国家賠償法第1条第1項の規定に基づき損害賠償を行った。このことに伴い、同条第2項の加害公務員に対する求償権の有無及びその範囲の検討を行う必要が生じた。

本来、大分県は、53人に支払った賠償金について、個別の事案ごとに求償権を有することになると考えられ、個別の事案ごとに、法的に誰が求償権の対象者となり得るのか、求償対象者に故意又は重過失という法的な要件が備わっているのかなど求償権の根拠・要件を確認していく必要がある。このような検討作業には、高度な法的判断が求められるとともに、求償権の行使については参考となる先例も極めて少ないことから、複数の外部の法律専門家に客観的な意見を聴いた上で適切に判断する必要があると考えた。そのため、大分県教育委員会の議決により、専門家委員会を設置した。

専門家委員会において、平成23年1月から同年7月までの間に6回に及ぶ審議を経て、「求償権に係る検討結果報告書」（以下「検討結果報告書」という。）がまとめられた。

ところで、請求人は、民法上の求償権についても検討審議すべきところ、大分県教育委員会が国家賠償法の求償権に関してのみ検討することとして、求償対象者を公務

員に限定したことは裁量権の逸脱・濫用にはかならず、専門家委員会の検討結果に基づき求償権の行使は違法かつ不当である旨の主張をしているが、大分県は、公権力の行使である採用選考試験事務において試験事務を掌理ないし従事していた職員が行った点数操作という不正行為に関し、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき損害賠償を行ったのである。この公権力の行使の概念は、国家賠償法第1条と民法不法行為規定の適用を分ける重要な概念であるとされ、公務員の職務行為が公権力の行使に該当するならば、国家賠償法第1条の規定の適用を受け、そうでないならば民法不法行為規定の適用を受けることになる、とされている。

したがって、公権力の行使である採用選考試験事務に係る違法行為が問題となる本件は、国家賠償法が適用される事案であると判断したものであり、請求人の主張する「民法上の求償権」を検討することについては、その前提において誤りがあると考えられる。「公務員でない者を意図的に排除」する趣旨で、国家賠償法を適用したものでない。

- (3) 求償額の算定について
専門家委員会からの報告を受け、求償額の算定に当たり、大分県教育委員会内で検討結果報告書に示された6項目の諸事情について、大分県教育委員会の指導監督上の落ち度による過失相殺をどの程度考慮すべきか、破産宣告や死亡による回収の困難性、退職手当の返納がまれである中金額が返納されたことなどについてどのように考慮すべきか等、種々の観点から慎重に全体的、総合的に検討を行った。その結果、大分県の財産管理、大分県の実質的な負担ということを踏まえ、元教育審議監から返納された退職手当の額に相当する額を目安として考慮することが適切であると考えた。
- (4) 求償権の行使について
平成23年8月23日に、求償対象者あて、求償権に係る文書通知を発送し、個別に説明・弁済についての話を続け、弁済について合意が得られた者について弁済の額を決定し、納入通知書を発送し弁済を求めた。

- (5) 寄附の受納及び求償に対する補填について
平成24年2月1日に「平成18年度及び平成19年度実施の教員採用選考試験に係る賠償金について、大分県教育委員会が求償対象者7人に対して支払を求めている計9,479,488円につき、求償額の財源の一部を寄附する」として、総額500万円の寄附申込みがなされ、これを同月2日付けで受納し、求償額の財源の一部に充当した。

求償に対する補填の状況は、求償対象者からの支払と教育長経験者及び事件発生以後の教育委員会からの寄附により全額が補填され、大分県の「実質的な負担」ないし

「実質的な損失」という見地からすると、最終的には大分県の実質的な負担が生じない結果となった。

4 監査対象事項

(1) 監査対象から除外する事項

法第242条第2項は、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

そして、「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（平成14年9月12日最高裁判所判決）とされている。

本件請求において請求人が主張するAが返納した退職金32,545,896円を求償総額から減額したという事実は、平成23年8月10日になされたものであることが同日の大分合同新聞、同月19日の朝日新聞などで一般的に知ることができたものである。したがって、当該請求のうち「A元教育審議監が返納した退職金32,545,896円を求償総額から減額したことは違法かつ不当であるから、当該減額処分の決裁等に関与した小矢文則元教育長及びその他の職員並びに本来的な予算執行権者である広瀬勝貞大分県知事らに、大分県が32,545,896円について損害賠償請求するよう勧告すること」を求める部分については、Aが返納した退職手当32,545,896円を求償総額から減額するという財務会計行為のあった日から1年を経過し、1年を経過したことに正当な理由があるとは認められないことから、当該財務会計行為を監査対象事項から除外することとした。

(2) 監査対象事項

平成18年度及び平成19年度に実施した教員採用選考試験において大分県教育委員会が行った不正な点数操作による被害者54人のうち、53人に対して大分県が支払った損害賠償金の総額9,045万円から、求償対象者らが支払った合計4,479,488円を差し引いた85,970,512円に相当する求償権の行使を怠る事実の有無等について監査した。

5 監査の実施

監査対象機関に対し、平成25年2月8日に職員監査を実施し、同月19日に委員監査を実施した。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

「本件請求は、理由がないものとして棄却する。」

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 損害賠償金の支払について

平成18年度に実施された大分県公立学校教員採用小・中学校教諭選考試験（以下「18年度実施の選考試験」という。）並びに平成19年度に実施された大分県公立学校教員採用小・中学校教諭及び養護教諭選考試験（以下「19年度実施の選考試験」という。）、18年度実施の選考試験と19年度実施の選考試験を併せて「本件選考試験」という。）において、大分県教育庁職員が不正な点数操作を行って「試験成績一覧表」を改ざんしたことにより、本来不合格となるべき者が合格し、この結果、合格していた54人が不合格となった（以下本件選考試験において不正な点数操作の結果により不合格となった者を「被害者」という。）。

大分県は、これらの被害者54人と個別に和解協議を進め、まず協議の整った50人と総額8,705万円の損害賠償金を支払うことなどを内容とした和解をすること及びこれに関係する補正予算について、平成22年第4回大分県議会定例会で可決された後、同年12月27日にそれぞれの相手方の指定する口座に振り込む方法により、総額8,705万円の損害賠償金を支払った。また、その後協議の整った3人と総額340万円の損害賠償金を支払うことなどを内容とした和解をすること及びこれに関係する補正予算について、平成23年第1回大分県議会定例会で可決された後、同年3月9日にそれぞれの相手方の指定する口座に振り込む方法により、総額340万円の損害賠償金を支払った。

(2) 48,424,616円の寄附金について

本件選考試験における被害者54人に対して、国家賠償法の規定に基づき損害賠償金を公金で支払うことについて県民の理解を求めていく必要があるとして、教育委員、教育長をはじめ大分県教育委員会管理監督職員、県立・市町村立学校の管理職員等として、教員採用に係る一連の事件を教育界全体として受け止め、本来であれば合格していた者の確実かつ早期の救済に向けた姿勢を示すとの考えに基づき、それらの職員等に任意に協力金の拠出を求める依頼がなされた。

この依頼の趣旨に賛同した者は、本件選考試験における被害者に対する賠償金の支払に協力する旨や任意に拠出する金額等を記載した「特別支援事業への参加同意書」に署名し、提出した。

これらの拠出金は、財団法人大分県教職員互助会の口座に集約された後、平成23年2月8日に48,010,955円の寄附申込みが、平成23年3月10日に413,661円の寄附申込みが、それぞれ大分県知事広瀬勝貞あてになされた。

これらの寄附申込みを受けて、大分県は、48,010,955円の寄附については平成23年2月14日に「教員採用選考試験賠償金」の財源に充当することとして受納することを決定し、413,661円の寄附については平成23年3月16日に「教員採用選考試験賠償金」の財源に充当することとして受納することを決定した。また、平成23年第1回大分県議会定例会において、寄附金4,801万円を受け当該寄附金を損害賠償金の財源とする補正予算案が可決された。

なお、48,010,955円の寄附金の納付は平成23年2月15日に、413,661円の寄附金の納付は同年3月17日になされている。

(3) 専門家委員会の設置について

平成22年第4回大分県議会定例会において、堤柴三議員からの国家賠償法第1条第2項の求償権の行使についての質疑に対し、小矢教育長は、「求償権の根拠、要件を確認する作業は高度な法的判断を求められるものでありまして、また、全国的にも参考となる先例は極めて少ないのが実情であります。このため、複数の外部の法律専門家に客観的なご意見を聞いた上で適切に判断し、対応していきたいと考えております」と答弁した。

また、平成22年12月24日に開催した平成22年度大分県教育委員会12月臨時会で、小矢教育長は、被害者に対する損害賠償に関し、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権について検討・審議することを目的とし、法律家3名をもって構成する専門家委員会を設置すること等を内容とする「求償権に係る専門家委員会設置要綱（案）」によって専門家委員会を設置することについて承認を求め、提案どおり承認された。また、同臨時会で専門家委員会の委員の選任についても承認された。これらの委員は、平成23年1月19日に大分県教育委員会から、求償権に係る専門家委員会委員に委嘱された。

専門家委員会は、平成23年1月19日、同年2月18日、同年4月6日、同月27日、同年6月14日、同年7月26日の計6回開催され、①本件選考試験における不正行為の内容、②不正行為に関与した者に不法行為責任が認められるか、③不正行為に関与した者に対して求償権が成立するか、また、求償権が成立するとしてどの範囲で求償を求めるのが妥当か、について検討し、第6回委員会において検討結果報告書をまとめ、大分県教育委員会に提出した。

(4) Aの退職手当の返納について

Aは、平成18年11月18日付けで大分県を退職し、退職手当32,545,896円を支給された。その後、Aが基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことから、大分県教育委員会は、同人に対して、平成20年12月25日に、職員の退職手当に関する条例（昭和28年大分県条例第105号）第12条の3第1項の規定により、支給された退職手当の全額について返納を命じた。

支給された退職手当32,545,896円のうち、差引現金支給額分30,997,796円と未徴収県市町村民税分236,400円を合わせた31,234,196円について平成21年1月20日に返納され、所得税分864,400円については同年2月20日に大分税務署長から、県民税分107,400円及び市町村民税分339,900円については同月12日に由布市長から、それぞれ大分県に還付された。

(5) 求償額の算定について

小矢教育長は、平成23年8月10日に開催した平成23年度第9回大分県教育委員会において教育委員に協議した上で、求償対象者と求償額について、以下のとおり決定した。

① 大分県が被害者53人に対して支払った損害賠償金総額9,045万円から上記第3の1(2)の寄附金48,424,616円を控除した42,025,384円から、Aから返納された退職手当の額に相当する額32,545,896円を控除して得た額9,479,488円を求償額とする。

② 求償額9,479,488円を18年度実施の選考試験分及び19年度実施の選考試験分に係る賠償金額に応じて按分すると、各年度の求償額の内訳は次のとおりとなる。

・18年度実施の選考試験分

9,479,488円×32,798,948円÷42,025,384円≒7,398,320円

・19年度実施の選考試験分

9,479,488円×9,226,436円÷42,025,384円≒2,081,168円

③ 検討結果報告書及び上記のとおり算出した求償額を踏まえ、各年度ごとの求償対象者及び求償額を次のとおりとする。

・18年度実施の選考試験分

A、F及びGに対して、連帯して7,398,320円の支払を求める。

C及びDに対して、連帯して18年度実施の選考試験分に係る求償額7,398,320円のうち444,687円（1,971,429円（平成18年度に係る賠償金のうち小学校教諭選考試験における賠償金の平均額1人分）×7,398,320円÷32,798,948円）の支払を求める。

・19年度実施の選考試験分

F、G及びBに対して、連帯して2,081,168円の支払を求める。

Eに対して、19年度実施の選考試験分に係る求償額2,081,168円のうち208,648円（925,000円（平成19年度に係る賠償金のうち小学校教諭選考試験における賠償金の平均額1人分）×2,081,168円÷9,226,436円）の支払を求める。

(6) 求償権の行使の状況等について

① 上記第3の1(5)により決定した求償対象者及び求償額に基づき、大分県教育委員会教育長は、Aに対しF及びGと連帯して7,398,320円の支払を、Fに対しA及びGと連帯して18年度実施の選考試験分に係る7,398,320円並びにG及びBと連帯して19年度実施の選考試験分に係る2,081,168円の支払を、Gの相続人に対しA及びFと連帯して18年度実施の選考試験分に係る7,398,320円並びにF及びBと連帯して19年度実施の選考試験分に係る2,081,168円の支払を、Bに対しF及びGと連帯して2,081,168円の支払を、C及びDに対し連帯して444,687円の支払を、Eに対し208,648円の支払を、それぞれ求める旨を平成23年8月23日付けの書面で通知した。

② その後、各求償対象者等とその支払について話し合った結果、C及びD並びにEと上記金額の支払について合意に達したことから、大分県教育庁教育人事課長（以下「教育人事課長」という。）は、平成23年11月24日に、653,335円の歳入の収入調定をし、同日に、C及びDに対して444,687円の納入通知書を、またEに対して208,648円の納入通知書を送付した。これにより、同月29日に444,687円が、また、同月30日に208,648円が、それぞれ納付された。

③ ②のことを受け、Bと19年度実施の選考試験分に係る求償額2,081,168円から208,648円を除いた1,872,520円の支払について合意に達したことから、教育人事課長は、同年12月9日に同額の歳入の収入調定をし、同月13日にBに対して納入通知書を送付した。これにより、同月21日に1,872,520円が納付された。

④ 平成24年2月1日に教育委員有志及び教育長経験者有志から、本件選考試験に係る賠償金について大分県が求償対象者7人に対して支払を求めている計9,479,488円について、求償額の財源の一部を寄附するものとして、500万円の寄附申込みが大分県知事広瀬勝貞あてになされ、大分県は、同月2日に求償額の財源の一部に充当することとして当該寄附を受納することを決定した。また、平成24年第1回大分県議会定例会において、教員採用選考試験賠償求償金補てん分として寄附金500万円を受け補正予算が可決された。

なお、500万円の寄附金の納付は、平成24年2月2日になされている。

⑤ ②及び④のを受け、18年度実施の選考試験分に係る求償額7,398,320円から444,687円及び500万円を除いた1,953,633円についてAに支払を求めるとし、教育人事課長は、平成24年2月2日に1,953,633円の歳入の収入調定をし、同日にAに對して納入通知書を送付した。これにより、同月7日に1,953,633円が納付された。

2 監査対象機関の説明

(1) 専門家委員会の検討及び審議の結果に基づいて遂行された求償権の行使は、違法かつ不当であるとする請求人の主張について

① 専門家委員会を要綱で設置したことが法第188条の4第3項に違反しているとする請求人の主張について

大分県は、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、本件選考試験に係る被害者53人に対して支払った損害賠償金について、同条第2項の規定に基づき、加害公務員に対する求償権の有無及びその範囲の検討を行う必要があった。このような損害賠償の場合には、本来、大分県は、53人に支払った賠償金について、個別の事案ごとに求償権を有することになると考えられる。したがって、個別の事案ごとに誰が求償権の対象となり得るのか、そして求償対象者に故意又は重過失という法的要件が備わっているのか、また求償する場合その割合はどのようなかなどといった求償権の根拠・要件を確認していく必要がある。しかし、このような検討作業を行うためには高度な法的判断が求められるとともに、参考となる先例も極めて少なかったことから、複数の外部の法律専門家に客観的な意見を聞いた上で適切に判断するために、専門家委員会を臨時的に設置したものである。

このような場合に、条例によらず、要綱等に基づいて委員会等を設置することは、各地方公共団体においてしばしば行われているところであり、必ずしも法の規定に抵触しないと考える。仮に抵触するおそれがあるとしても、求償権の行使は、専門家委員会の報告を参考として、大分県教育委員会が主体的に判断したものであり、求償権行使の適否に影響するものではない。

② 民法上の求償権についても検討審議すべきところ、国家賠償法の求償権についてのみ検討することとして、求償対象者を公務員に限定したことは裁量権の逸脱・濫用にほかならないとする請求人の主張について

大分県は、本件選考試験において試験事務を掌理ないし従事していた職員が行った不正な点数操作によって「試験成績一覧表」を改ざんするという行為に関し、国家賠償法第1条第1項の規定に基づいて損害賠償を行ったものである。

当該規定は、「公権力の行使に当る公務員」の不法行為に適用されるものであ

る。「公権力の行使」の意義については、純粋な私経済的作用と營造物の設置管理作用を除く全ての作用が公権力の行使に含まれると解されていることから、本件選考試験の事務が「公権力の行使」に当たるとは、明らかである。

この「公権力の行使」の概念は、国家賠償法第1条と民法不法行為規定の適用を分ける重要な概念であるとされ、公務員の職務行為が「公権力の行使」に該当するならば、国家賠償法第1条の規定の適用を受け、そうでないならば、民法不法行為規定の適用を受けることになる(「行政法概説II 行政救済法(第2版)」宇賀克也著 株式会社有斐閣発行 p.382)とされることから、採用選考試験事務に係る違法行為が問題となる本件は、国家賠償法が適用されるのであって、「公務員でない者を意図的に排除」する趣旨で同法を適用したものではない。「民法上の求償権についても検討審議すべき」とする請求人の主張は、その前提において誤りがあると考えられる。

また、大分県は、試験事務を掌理ないし従事していない者が、同事務を掌理ないし従事していた者に対し、不正な方法で働きかけ、これによって働きかけを受けた公務員が違法に公権力を行使した場合には、働きかけた者も働きかけを受けた公務員と一体となって公権力の行使に該当する行為を行った者であると認めるべきとの考えに基づき、公権力の行使としての採用選考試験事務に携わる者ではなく、国家賠償法第1条第1項に規定する「公権力の行使に当る公務員」とはいえないC、D及びEを「公権力の行使」を行う公務員に該当するものとしたものである。この理は、非公権力が不正な採用にかかわった場合の非公権員に対する求償についても同様になると考えている。

(2) 19年度実施の選考試験で不正採用と認定した21人について、当該21人及びその家族関係者等を調査せず、求償権行使の対象を公務員のみに限定したことは違法かつ不当であるとする請求人の主張について

教育委員会は、教育を担う行政機関であり、本来的に事実解明を職分とする機関が有する強制力のある調査権限を有しておらず、実効ある調査を行うことには限界がある。

大分県教育委員会は、行政機関としての権限と責任の下で、過去10年間の所属長や人事担当者101人への事情聴取、当時の小・中・県立学校の校長・教頭1,067人に対する文書による調査など最大限可能な限りの調査を実施して、平成20年8月29日に調査結果報告書として取りまとめ、公表している。

出頭命令、資料の提出命令、虚偽の陳述に対する制裁といった強制力のある調査権

限を有していない行政機関である大分県教育委員会が、19年度実施の選考試験で取消対象と認定された21人について、実効ある調査を行うことには限界があり、誰が誰にいつどのような依頼をしたのか、その方法や内容を特定することは困難であると考えらる。

(3) 48,424,616円の寄附金を支払った者が求償対象者であるとの根拠が不明であるから、当該寄附金額を求償総額から差し引いたことは不当であるとの請求人の主張について

寄附の趣旨は、「教員採用に係る一連の事件を教育界全体として受け止めるとともに、賠償金が一般財源、すなわち県民の税金により支払われたことを踏まえ、教育委員会や公立学校の管理職員等として、教育再生に向けての思いを県民に示し、理解を求めるために寄附を行うもの」であり、県議会の議決を経て、「教員採用選考試験賠償金」の財源に充当されている。

求償権の行使は、加害公務員に対する制裁ではなく、あくまでも公共団体の財産管理の目的で行われるものであることから、大分県の実質的負担を考慮する必要がある。

したがって、寄附金（協力金）を控除したことに違法、不当はなく、適正であると考えている。

(4) Aが返納した退職手当約3,254万円を求償総額から差し引いたことは違法かつ不当であるとの請求人の主張について

検討結果報告書の11頁の4に記載されているように、専門委員会は、求償権の行使に当たっては、以下の6項目にわたる事情を併せて考慮することが適切であるとの意見を述べている。

(1) Aは、平成18年11月から由布市教育長の職にあったが、教育長を罷免されるとともに、平成18年に県を退職した時に支給を受けていた退職手当32,545,896円を平成21年1月20日に全額返納している。

(2) F、G、C、D及びEは、懲戒免職処分を受けたため、合計106,155,652円の退職手当は支給されなかった。

(3) Fは、平成22年2月23日、大分地方裁判所により自己破産による免責許可の決定を受けた。

(4) Gは、平成22年12月12日に死亡した。

(5) 甲は、本件の不正行為に関し、Gの指示に従ったもので補助的立場にあった。そして、同人は、懲戒処分として、4箇月の停職処分を受けた。

(6) 平成18年度実施の選考試験において39人、平成19年度実施の選考試験において22人の不正な選考が行われたが、大分県教育委員会は、不正行為を防止できなかった指導監督上の落ち度が認められ、求償権の行使に当たっては信義則上一定程度制限されるべきと考えられる。

そして、検討結果報告書の「第4 結論」で、「大分県は、求償権の行使に際しては、損害の公平な分担及び上記第3の4に述べた事情等を考慮した上で、慎重に対応すべきである。」と述べている。なお、「上記第3の4に述べた事情等」とは、上記(1)から(6)までの6項目の事情である。

国家賠償法第1条第2項の求償権の行使が、加害公務員に対する制裁ではなく、あくまでも公共団体の財産管理の目的で行われるものであることを踏まえ、大分県が支払った損害賠償金についての県の大分県の「実質的な負担」ということを前提に、損害の公平な分担及び上記6項目の諸事情について、大分県教育委員会の指導監督上の落ち度による過失相殺をどの程度考慮すべきか、破産宣告や死亡による回収の困難性、退職手当の返納がまれである中全額が返納されたことなどについてどのように考慮すべきか等、種々の観点から、全体的、総合的に検討を行った。その結果、大分県の実質的な負担ということを前提に、求償額の算定に当たり、Aから返納された退職手当の額に相当する額を控除する目安として考慮することが適切であると考えたものである。

なお、当該退職手当については、平成18年12月に支給され、2年後の平成21年1月に全額が大分県の一般会計に返納されたものであり、また、このように多額の退職手当が全額返納された事例は全国的にも非常にまれであった。

以上のことから、Aから返納された退職手当の額に相当する額を求償額から控除したことは、違法なしいし不当とはいえないと考える。

(5) 500万円の寄附金を支払った者が求償対象者であるとの根拠が不明であるから、当該寄附金額を求償総額から差し引いたことは不当であるとの請求人の主張について500万円の寄附は、教育委員有志及び教育長経験者有志から、「平成18年度及び平成19年度実施の教員採用選考試験に係る賠償金について、大分県教育委員会が求償対象者7人に対して支払を求めている計9,479,488円につき、求償額の財源の一部を寄附するもの」として申込みのあったものを受納したのであり、大分県の実質的負担、実質的損失という見地から、控除するのが妥当と判断したものであって、違法なしいし不当はないものと考える。

(6) 求償額のうち違法かつ不当に求償権を行使した部分は、賠償総額9,045万円から求

償対象者が支払った合計4,479,488円を差し引いた、少なくとも85,970,512円であるとの請求人の主張について

検討委員会の報告に基づき、大分県が支払った賠償金の総額9,045万円から寄附金48,424,616円を控除した実質的負担額42,025,384円を求償の基準額とすることとし、そして、同報告の、求償権の行使に際しては、損害の公平な分担及び6項目の諸事情を考慮して慎重に対応すべきとの見解を踏まえ、上記第3の2(4)の理由から、Aから返納された退職手当の額に相当する額である32,545,896円を控除した9,479,488円について、求償権を行使したものであり、違法、不当はないと考えている。

3 判断

(1) 判断の対象事項

住民監査請求書、陳述の内容及び事実関係の確認の結果により、本件請求が大分県が被害者53人に支払った損害賠償金9,045万円についての求償対象者らに対する求償権の行使に関するものであることから、まず、専門家委員会の検討及び審議の結果に基づいて遂行された求償権の行使の違法・不当について判断し、次に、求償額の算定や支払の求めに当たり、寄附金を差し引いたことの不当について及びAが返納した退職手当の額に相当する額を差し引いたことの違法・不当について判断した上で、求償権の行使を怠る事実の有無について判断する。さらに、求償権の行使を怠る事実が認められる場合に、大分県教育委員会が19年度実施の選考試験で不正採用と認定した21人について、当該21人等を対象として調査せず、求償権行使の対象を公務員のみに限定したことの違法・不当について判断することとする。

(2) 専門家委員会の検討及び審議の結果に基づいて遂行された求償権の行使の違法・不当について

① 専門家委員会を要綱で設置したことについて
 専門家委員会は、大分県教育委員会が求償権の行使等について検討するに当たり、全国的にも求償権を行使した先例が極めて少ない中で、求償権の根拠・要件について確認作業をすることは、高度な法律的判断を求められることから、複数の法律専門家に客観的な意見を聞くために設置したものである。また、その委員には、福岡地方裁判所長などを務めた近藤敬夫弁護士など、本県の顧問弁護士ではない3人の弁護士を選任しており、中立性・公平性は確保されていると考える。

また、検討結果報告書は、これらの委員によって構成された専門家委員会が、不正行為に関与した者に対して求償権が成立するか、求償権が成立するとしてどの範囲で求償を求めるのが妥当かなどについて検討し、まとめたものであって、大分県

教育委員会が専門家委員会を設置した目的は、十分達成されているものと考えられる。

ところで、請求人がいうように、地方公共団体が附属機関を要綱で設置することは違法であるとする裁判例はある。しかしながら、地方公共団体が委員会等を要綱で設置した場合に、そのことによって直ちに当該委員会等が行った調査や審議の内容までも違法又は不当なものとなるとする裁判例や実例はないことから、本件請求において専門家委員会の設置の違法・適法を判断する実益はない。

② 民法上の求償権について検討審議せずに、国家賠償法上の求償権のみ検討審議することとしたことについて

国家賠償法第1条第1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定している。

「公権力の行使」とは、純然たる私経済作用と国家賠償法第2条によつて救済される營造物の設置管理作用とを除く、国又は公共団体の全ての作用であると解されている。採用選考試験に係る事務は、私経済作用や營造物の設置管理作用には該当しないことから、「公権力の行使」に該当するものである。

また、昭和61年7月30日東京地方裁判所判決は、「公権力の行使に当たる公務員がした違法行為を原因とする損害賠償請求については、専ら国賠法が適用され、民法の不法行為責任の規定は国賠法4条によるもののほかは適用されない」と判示している。

したがって、本件選考試験における被害者に対して、大分県が損害賠償責任を負う場合の根拠となるのは、国家賠償法第1条第1項の規定であり、同項の規定に基づき損害賠償を行った大分県は、同条第2項の規定に基づき、故意又は重大な過失のあった公務員に対して求償権を有するのであって、民法の不法行為責任の規定に基づく求償権は有しないと考える。

なお、大分県は、本件選考試験の事務を掌理ないし従事していた者ではないC、D及びEをA、Gらと一体となつて公権力の行使に該当する行為を行った者、すなわち国家賠償法第1条第1項に規定する「公務員」に該当する者であると認め、これらに対し求償を行っているものであるから、非公務員で不正採用にかかわった者をあらかじめ意図的に排除する点も見受けられない。

③ 小括

したがって、専門家委員会の検討及び審議の結果に基づいて遂行された求償権の

行使は違法かつ不当であるとの請求人の主張は、失当である。

(3) 求償額の算定や支払の求めに当たり、寄附金を差し引いたことこの不当について

① 寄附金48,424,616円を差し引いたことについて
被害者に対する賠償金の支払に協力する旨の寄附者の参加同意書や、平成23年第1回大分県議会定例会で4,801万円の寄附金を教員採用選考試験賠償金を支出した「小・中学校人事管理費」の財源とする補正予算について大分県議会の議決を経ていくことなどから、寄附者の意思及び寄附金を受納した大分県の意思は、いずれも、損害賠償金が一般財源で支払われたことを踏まえその財源に充当することであると認められる。

求償権の行使は、制裁を目的としてなされるものではなく、財産の管理として行われるものであることを考えると、損害賠償金として支出した9,045万円のうち、その財源に充当するためになされた寄附金48,424,616円を差し引いた大分県教育委員会教育長の判断は、不当ではいえない。

また、昭和58年5月11日東京地方裁判所判決は、国家賠償法第1条第2項の求償権は、公務員がその職務を行うについて第三者に損害を加え国又は公共団体に損害賠償責任を負わせた場合における、国又は公共団体が当該公務員に對して有する損害賠償請求権にはかならない旨を判示している。損害賠償が、債務不履行・不法行為などの一定の事由に基づいて損害が生じた場合に、その損害を填補して損害がなかったのと同じ状態にすることであることからすると、損害賠償金の財源に充当するための寄附の授受がなされたことよって、当該寄附金の範囲で大分県の実質的な損害が填補されたと考え、残額の42,025,384円について求償権の行使を考えるととした大分県教育委員会教育長の判断は、不当ではいえない。

したがって、48,424,616円の寄附金を支払った者が求償対象者であるとの根拠が不明であるから、これを求償総額から差し引いたことは不当であるとの請求人の主張は、失当である。

② 寄附金500万円を差し引いたことについて
大分県は、損害賠償金9,045万円から48,424,616円の寄附金及びAから返納された退職手当の額に相当する額である32,545,896円を差し引いた残額9,479,488円について、Aら7人に対して支払を求めており、請求人がいうように寄附金500万円を求償総額9,045万円から差し引いたものではない。

500万円の寄附金については、大分県が支払を求めたにもかかわらず、求償対象者の資力等の理由により支払を受けることが困難であったことから、教育委員有志

及び教育長経験者有志から、求償額の財源の一部を寄附する理由でなされたものである。また、大分県が当該寄附を受納するに当たり、求償額の財源の一部に充当することとしていることや、当該寄附金を教員採用選考試験賠償金補てん分とする補正予算が平成24年第1回大分県議会定例会で可決されていることから、寄附者の意思及び寄附を受納した大分県の意思は、いずれも、求償額の財源の一部に充当することであると認められる。

以上のことから、上記第3の3(3)①と同様の理由により、求償額9,479,488円から寄附金500万円を差し引いた残額について支払を求めた大分県教育委員会教育長の判断は、不当ではいえない。

したがって、500万円の寄附金を支払った者が求償対象者であるとの根拠が不明であるから、これを求償総額から差し引いたことは不当であるとの請求人の主張は、失当である。

(4) 求償額の算定に当たり、Aが返納した退職手当の額に相当する額を差し引いたことの違法・不当について

請求人は、Aが返納した退職手当を求償総額から差し引いたことが違法かつ不当であると主張するが、監査で確認した事実によれば、大分県は、求償額の算定に当たり、返納された退職手当の額に相当する額を差し引いたものと認められる。

そこで、Aが返納した退職手当の額に相当する額である32,545,896円を差し引いたことが違法・不当であるか否かについて判断する。

上記第3の2(4)のとおり、監査対象機関は、「大分県が支払った損害賠償金についての大分県の「実質的な負担」ということを前提に、損害の公平な分担及び上記6項目の諸事情について、大分県教育委員会の指導監督上の落ち度による過失相殺をどの程度考慮すべきか、破産宣告や死亡による回収の困難性、退職手当の返納がまれである中全額が返納されたことなどについてどのように考慮すべきか等、種々の観点から、全体的、総合的に検討を行った。その結果、大分県の実質的な負担ということを前提に、求償額の算定に当たり、Aから返納された退職手当の額に相当する額を控除する目安として考慮することが適切であると考えた」と説明する。

損害賠償額の全てを加害公務員に求償することは相当ではないとして、過失相殺の法理を類推して求償を制限した事例として、損害賠償額の8割の限度で加害公務員への求償を認めるべきであるとした平成8年6月24日浦和地裁判決及び鹿児島県が684,657円の損害賠償金のうち50万円を加害公務員に求償しているいわゆる「志布志事件」の2つの事例がある。「志布志事件」における鹿児島県の負担割合は、2割

7分となる。これらの例からすれば、大分県教育委員会には不正行為を防止できなかった指導監督上の落ち度があったとして、損害の公平な分担を考慮し大分県が自ら求償権の行使を一定程度制限することは、不当とはいえない。さらに、教育庁の幹部職員が共同して不正に関与し54人もの被害者に対して損害を加えたという事件の重大性を考えると、「考慮すべき6項目の事情」の1つである大分県教育委員会の「不正行為を防止できなかった指導監督上の落ち度」は、前述した2つの事例に比して、大きなものであると考えるべきである。Aが返納した退職手当の額に相当する額である32,545,896円は、大分県が被害者53人に対して支払った損害賠償額9,045万円のおよそ3割6分に当たる金額である。仮にその全額を、大分県教育委員会が不正行為を防止できなかった指導監督上の落ち度により差し引くこととした場合に、事件の重大性に照らし合わせれば、求償の範囲を制限した金額として妥当性を欠くものとはいえない。

求償権の行使については、明確な基準がないため、大分県教育委員会教育長は、専門家の意見を聴き、それを大分県教育委員会で十分協議した上で求償額を決定した。専門家委員会では、6回の会議を開催し、様々な見地から検討を重ねて導き出した結論を検討結果報告書として取りまとめた。また、大分県教育委員会は、検討結果報告書を参考とし、損害の公平な分担を行う上で求償権の制限はどうするのがよいか、あるいは大分県の指導監督上の落ち度をどう考えるべきかななどの議論を尽くした。このような手順を踏んで求償額を決定した大分県教育委員会教育長の判断に違法・不当な点は見受けられない。

したがって、Aが返納した退職金約3,254万円を求償総額から差し引いたことが違法かつ不当であるとの請求人の主張は、失当である。

(5) 求償権の行使を怠る事実の有無について

以上のことからすると、大分県が求償対象者に求償すべき額は、大分県が被害者53人に対して支払った損害賠償金の総額9,045万円から寄附金48,424,616円及びAが返納した退職手当の額に相当する額である32,545,896円を差し引いた9,479,488円であると考えられる。そして、求償額9,479,488円については、4,479,488円の支払がなされたこと及び500万円の寄附金を受納したことにより、大分県の実質的負担分はなくなつたものと考えられる。

よって、大分県は、Aら7人に対して総額9,479,488円の支払を求め、当該額は填補されていることから、大分県が違法又は不当に求償権の行使を怠る事実は認められない。

したがって、大分県が求償額のうち違法かつ不当に求償権を行使した部分は、賠償総額9,045万円から求償対象者が支払った合計4,479,488円を差し引いた、少なくとも85,970,512円であるとの請求人の主張は、失当である。

(6) 大分県教育委員会が19年度実施の選考試験で不正採用と認定した21人について、当該21人等を対象として調査せず、求償権行使の対象を公務員のみに限定したことの違法・不当について

上記第3の3(5)のとおり、大分県が違法又は不当に求償権の行使を怠る事実が認められない以上、大分県教育委員会が19年度実施の選考試験で不正採用と認定した21人等を対象として調査せず、求償権行使の対象を公務員のみに限定したことの違法・不当については、判断するまでもない。

したがって、本件請求には理由がないと判断する。